

公益社団法人日本不動産学会 学術講演会審査付論文執筆要領

平成 25 年 4 月 1 日 制定

(適用)

第 1 条 この要領は公益社団法人日本不動産学会学術講演会審査付論文投稿規程に基づき、論文の原稿（以下「原稿」という。）の執筆に適用する。

(言語及び印字)

第 2 条 原稿は、日本語又は英語で記述しなければならない。

- 2 原稿の印字はワープロ等によらなければならない。
- 3 前項の規定は、数式又は図表中の文字について準用する。

(分量及び形式)

第 3 条 原稿の分量及び形式は、次の各号に定めるほか、別途、公表する学術講演会審査付論文発表部門原稿作成要領（以下「原稿作成要領」という。）に従わなければならない。

- (1) 図表を含めて刷り上がり 8 頁（日本語の場合には 1 頁当たり約 1,600 字、英語の場合には 1 頁当たり約 400 語）としなければならない。
- (2) 原稿中の図表は、刷り上がりの大きさに相当する文字数をあてなければならない。
- (3) 原稿は A4 版とし、日本語の場合には 1 頁 2 段組で、1 段あたり 22 字×38 行、英語の場合には 1 頁 2 段組で、1 段あたり 38 行とし、左右の端をそろえなければならない。
- (4) 論文が採用された後の謝辞等の記述を希望する者は、あらかじめ謝辞に要する文字数を確保しておかななければならない。
- (5) 原稿の本文中の文字は、原則として日本語の場合には MS 明朝 10.5 ポイント、英語の場合には Times New Roman 10.5 ポイントとしなければならない。
- (6) 脚注及び参考・引用文献の文字は、原則として 8.0 ポイントとしなければならない。
- (7) 図表の版下は原稿用に原則として白黒で作成し、縮尺してそのまま掲載可能なものとしなければならない。
- (8) 原稿には算用数字による頁数をつけなければならない。

(構成)

第 4 条 原稿は、原稿作成要領に従い原則として日本語表題（英文の場合は不要）、英文表題、英文概要、英文キーワード、本文、脚注（必要な場合のみ）、参考・引用文献の順に記述しなければならない。

ただし、英文概要は刷り上がりで 8 行以内であって、60 語以上 100 語以内としなければならない。

- 2 投稿者は、次の各号に規定する記入その他審査の公正を害する記述をしてはならな

い。

- (1) 投稿者の氏名及び所属を本文中に記入すること
- (2) 原稿に謝辞等を記入すること。ただし、論文が採用された後に謝辞等を記入することは認めるものとする。
- (3) 参考・引用文献の著者名を「拙稿」等と記述すること。
 - 3 本文の見出しは1、(1)、①等とし、その順序を統一しなければならない。
 - 4 各章の直前は1行空けなければならない。
 - 5 脚注を挿入する場合は、本文該当個所の右肩に、(1)、(2)・・・の記号で脚注番号を付し、参考・引用文献の前に一括して掲載しなければならない。
 - 6 参考・引用文献を挙げる場合は、本文に関係があるものにとどめ、本文該当個所の右肩に1)、2)・・・の記号で番号を付し、次の例を参考にして、原稿末尾に引用順に一括して掲載しなければならない。

単行本(1) : 著者名 (公刊西暦年号)、『書名』、参考・引用ページ、発行所名

単行本(2) : 引用論文著者名 (公刊西暦年号)、「表題」、編著者名、『書名』、参考・引用ページ、発行所名

雑誌 : 引用論文著者名 (公刊西暦年号)、「表題」、掲載紙名、巻(号)、参考・引用ページ

なお、英文文献等の著者名は、ファミリーネーム、ファーストネームの順で記述しなければならない。

(原稿の提出)

第5条 原稿は、別途、公表する学術講演会審査付論文発表部門応募要領に従って提出しなければならない。

2 提出された原稿は、原則として返却しない。

3 同一グループで複数の投稿を行う場合であっても、1編ごとに分けて提出しなければならない。

(審査登録料)

第6条 執筆者は投稿と同時に、審査登録料(5,000円)を学会が指定する方法で支払わなければならない。